第二十二条の二第二号中「第八条の六第四項第二号イ」を「第八条の六第三項第二号イ」に改める。

第二十二条の四第二号中「建物の区分所有等に関する法律」の下に「（昭和三十七年法律第六十九号）」を加える。

第二十五条の三中「手形交換所（手形交換所のない地域にあつては、当該地域において手形交換業務を行う銀行団を含む。）による取引停止処分」を「次に定める事由」に改め、同条に次の各号を加える。

一　手形交換所（手形交換所のない地域にあつては、当該地域において手形交換業務を行う銀行団を含む。）による取引停止処分

二　電子記録債権法（平成十九年法律第百二号）第二条第二項（定義）に規定する電子債権記録機関（次に掲げる要件を満たすものに限る。）による取引停止処分

イ　金融機関（預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条第一項各号（定義）に掲げる者をいう。以下この号において同じ。）の総数の百分の五十を超える数の金融機関に業務委託（電子記録債権法第五十八条第一項（電子債権記録業の一部の委託）の規定による同法第五十一条第一項（電子債権記録業を営む者の指定）に規定する電子債権記録業の一部の委託をいう。ロにおいて同じ。）をしていること。

ロ　電子記録債権法第五十六条（電子債権記録機関の業務）に規定する業務規程に、業務委託を受けている金融機関はその取引停止処分を受けた者に対し資金の貸付け（当該金融機関の有する債権を保全するための貸付けを除く。）をすることができない旨の定めがあること。

第二十六条中「同条第七項」を「同条第十項」に改める。

第二十六条の二に次の一項を加える。

3　令第百十三条第九項（同条第十一項において準用する場合を含む。）に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　令第百十三条第八項第一号に規定する支配関係事業年度の前事業年度終了の時において有する資産及び負債の当該終了の時における価額及び帳簿価額を記載した書類

二　次に掲げるいずれかの書類で前号の資産及び負債の同号の前事業年度終了の時における価額を明らかにするもの

イ　その資産の価額が継続して一般に公表されているものであるときは、その公表された価額が示された書類の写し

ロ　令第百十三条第九項の内国法人が、当該終了の時における価額を算定し、これを当該終了の時における価額としているときは、その算定の根拠を明らかにする事項を記載した書類及びその算定の基礎とした事項を記載した書類

ハ　イ又はロに掲げるもののほかその資産及び負債の価額を明らかにする事項を記載した書類

第二十六条の二を第二十六条の二の二とし、第二十六条の次に次の一条を加える。

（適格合併等による欠損金の引継ぎ等）

第二十六条の二　令第百十二条第六項第三号イ（適格合併等による欠損金の引継ぎ等）（同条第八項（同条第十一項において準用する場合を含む。）及び同条第十一項において準用する場合を含む。）に規定する財務省令で定める単位は、次の各号に掲げる資産の区分に応じ当該各号に定めるところによる。

一　金銭債権　一の債務者ごとに区分するものとする。

二　減価償却資産　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定めるところによる。

イ　建物　一棟（建物の区分所有等に関する法律第一条（建物の区分所有）の規定に該当する建物にあつては、同法第二条第一項（定義）に規定する建物の部分）ごとに区分するものとする。

ロ　機械及び装置　一の生産設備又は一台若しくは一基（通常一組又は一式をもつて取引の単位とされるものにあつては、一組又は一式）ごとに区分するものとする。

ハ　その他の減価償却資産　イ又はロに準じて区分するものとする。

三　土地（土地の上に存する権利を含む。以下この号において「土地等」という。）　土地等を一筆（一体として事業の用に供される一団の土地等にあつては、その一団の土地等）ごとに区分するものとする。

四　有価証券　その銘柄の異なるごとに区分するものとする。

五　その他の資産　通常の取引の単位を基準として区分するものとする。

2　令第百十二条第六項第三号ロ（同条第八項において準用する場合を含む。）に規定する財務省令で定める書類は、同号の資産に係る次に掲げる書類とする。

一　資産の種類、名称、構造、取得価額、その取得をした日、令第百十二条第五項に規定する支配関係発生日（次号において「支配関係発生日」という。）における帳簿価額その他その資産の内容を記載した書類

二　次に掲げるいずれかの書類で前号の資産の支配関係発生日における価額を明らかにするもの

イ　その資産の価額が継続して一般に公表されているものであるときは、その公表された価額が示された書類の写し

ロ　法第五十七条第三項の内国法人が、当該支配関係発生日における価額を算定し、これを当該支配関係発生日における価額としているときは、その算定の根拠を明らかにする事項を記載した書類及びその算定の基礎とした事項を記載した書類

ハ　イ又はロに掲げるもののほかその資産の価額を明らかにする事項を記載した書類

3　前項の規定は、令第百十二条第十一項において準用する同条第六項（同条第十一項において準用する同条第八項において準用する場合を含む。）に規定する財務省令で定める書類について準用する。この場合において、前項第二号ロ中「法第五十七条第三項」とあるのは、「法第五十七条第四項」と読み替えるものとする。

第二十七条の十四第二号中「第二十一条の十六第六項第六号」を「第二十一条の十五第七項第六号」に、「第二十二条の九の二第三項第六号、第九項第六号及び第十一項第六号（認定事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合等の課税の特例）、第二十二条の九の三第三項第六号」を「第二十二条の九の二第三項第六号」に、「第二十二条の九の四第二項第六号」を「第二十二条の九の三第二項第六号」に改める。

第二十七条の十五中「同条第十三項、第十六項及び第十七項」を「同条第十四項、第十七項及び第十八項」に改め、同条に次の二項を加える。

3　令第百二十三条の八第十二項第三号イ（同条第十五項、第十七項及び第十八項において準用する場合を含む。）に規定する財務省令で定める単位は、第一項各号に掲げる資産の区分に応じ当該各号に定めるところにより区分した後の単位とする。

4　第二項の規定は、令第百二十三条の八第十二項第三号ロ（同条第十五項、第十七項及び第十八項において準用する場合を含む。）に規定する財務省令で定める書類について準用する。この場合において、第二項各号中「第百二十三条の八第三項第五号」とあるのは「第百二十三条の八第十二項」と、「支配関係発生日」とあるのは「関連法人支配関係発生日」と読み替えるものとする。

第二十七条の十五の二第一項中「同条第四項から第六項まで」を「同条第六項から第八項まで」に改め、同条第二項中「第百二十三条の九第八項」を「第百二十三条の九第十項」に改め、同項各号中「第百二十三条の九第七項」を「第百二十三条の九第九項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の規定は、令第百二十三条の九第五項（同条第六項から第八項までにおいて準用する場合を含む。）において準用する同条第二項に規定する財務省令で定める書類について準用する。この場合において、前項第一号中「第百二十三条の九第一項第一号に規定する支配関係事業年度」とあるのは「第百二十三条の九第四項第一号に規定する関連法人支配関係事業年度」と、同項第二号ロ中「第百二十三条の九第一項」とあるのは「第百二十三条の九第四項」と読み替えるものとする。

第三十七条第三項第二号中「第二十二条の六十第六項第七号」を「第二十二条の五十九第七項第七号」に、「第二十二条の七十二第三項第七号、第九項第七号及び第十一項第七号（認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合等の課税の特例）、第二十二条の七十三第三項第七号」を「第二十二条の七十二第三項第七号」に、「第二十二条の七十三の二第二項第七号」を「第二十二条の七十三第二項第七号」に改める。